

北海道小規模企業振興条例に対するご意見の整理について

資料4-3

番号	区分	条 例	各委員のご意見		小規模企業等の 主なご意見	整理の考え方
			第1回	第2回		
1	総論	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ・条例の考え方は、道の提案のとおりで良い ・道の考え方で問題ない ・基本理念、役割分担等、道が追記を検討すると書かれているところ以外は、現行の表現のままで問題ない 	—	<ul style="list-style-type: none"> ・基本理念や役割分担などは変更しない方向で検討する
2	前文第1段落	道内の企業数の約9割を占める小規模企業は、地域の経済及び雇用を支える重要な担い手であり、地域経済の健全な発展と地域社会の安定に必要な不可欠な存在である。	—	—	—	「現行のとおり」で検討する
3	前文第2段落	しかしながら、本道においては、全国を上回るスピードで少子高齢化が進行していることにより、生産活動及び消費活動の両面での深刻な影響が懸念され、さらに、小規模企業においては、需要の減退による競争の激化や後継者の不在などにより、その取り巻く環境は極めて厳しい状況にある。	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ・人口減少は売上減となるだけでなく、労働者確保にも大きな影響がある(企業) ・新型コロナウイルス感染の影響を踏まえ見直すべき(企業、小規模企業関係団体) ・新型コロナウイルス感染症の影響を記載した方がよい(市町村) 	<ul style="list-style-type: none"> ・長期的な社会経済情勢として、「人口減少」を追加する方向で検討する ・小規模企業を取り巻く環境の変化等を勘案し、「自然災害」や「感染症」など様々なリスクの増加について追加する方向で検討する
4	前文第3段落	こうした状況の下では、小規模企業者のみならず、国、道、市町村、小規模企業関係団体などの全ての関係者が危機感を共有し、経済社会情勢の変化に的確に対応しながら、一体となって地域の小規模企業の持続的な発展を図っていくことが先人たちから継承してきた私たちのふるさとを将来に引き継いでいく上で極めて重要である。	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ・SDGsへの対応が必要(市町村) ・SDGsを考慮すべき(商工会議所) ・SDGsの視点が必要(大学) 	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模企業を取り巻く環境の変化等を勘案し、「情報化社会の進展」や「脱炭素社会の実現への取組の広がり」などを追加する方向で検討する

番号	区分	条 例	各委員のご意見		小規模企業等の 主なご意見	整理の考え方
			第1回	第2回		
5	前文第4 段落	このような考え方に立って、小規模企業の振興を通じ、地域経済の活性化及び安心して暮らし続けることができる地域社会の実現に寄与するため、道民の総意としてこの条例を制定する。	—	—	—	「現行のとおり」で検討する
6	第1条 (目的)	この条例は、小規模企業の振興に関し、基本理念を定め、並びに道の責務並びに小規模企業者、小規模企業関係団体、金融機関、大学等及び小規模企業者以外の事業者(その事業に関し小規模企業者と関係がある事業者に限る。第3条第2項及び第9条において同じ。)の役割等を明らかにするとともに、道の施策の基本となる事項を定めることにより、小規模企業の振興に関する施策を総合的に推進し、もって地域経済の活性化及び地域社会の持続的な発展に資することを目的とする。	・条例の目的に関して、理解はできる	—	・条例の目的に関しては理解できる(商工会)	「現行のとおり」で検討する
7	第2条 (定義)	この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	—	—	—	「現行のとおり」で検討する
8	第2条第 1項第1 号(定義: 小規模企 業者)	小規模企業者 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第5項に規定する小規模企業者であって、道内に事業所を有するものをいう。	—	—	—	「現行のとおり」で検討する

番号	区分	条 例	各委員のご意見		小規模企業等の 主なご意見	整理の考え方
			第1回	第2回		
9	第2条第1項第2号(定義:小規模企業関係団体)	小規模企業関係団体 商工会、商工会議所その他の小規模企業者の支援に関する団体をいう。	—	—	—	「現行のとおり」で検討する
10	第2条第1項第3号(定義:大学等)	大学等 大学及び高等専門学校その他試験研究機関をいう。				
11	第3条(基本理念)第1項	小規模企業の振興は、小規模企業が地域の経済及び雇用を支える担い手であり、地域社会において重要な役割を担っていることに鑑み、その事業の持続的な発展が図られるよう、小規模企業の経営環境及び経営実態その他地域の実情に応じて総合的に推進されなければならない。	<ul style="list-style-type: none"> ・理念はそうそう変わるものではない ・国、道、市町村、小規模企業が主体となって適切な役割分担のもとに一体的に進めていくことや経営資源を有効に活用していくことが大切であり、現基本理念については現状のまま十分 ・条例の理念に関して、理解はできる ・基本理念自体は、ベースになっているところであり、適正だと判断 ・基本理念については、基本的な事項が網羅されていて適切なものと判断 ・条例の基本理念について触る必要は特に感じていない ・条例を変える必要は今のところはないが、条例の方を変えないと動けないということがあるのであれば変える必要はある 	<ul style="list-style-type: none"> ・道の基本理念等に関しては、問題はない ・条例の基本理念、役割分担等、現行のままで問題ない 	<ul style="list-style-type: none"> ・条例の理念に関しては理解できる(商工会) ・理念は理解する(商工会) 	「現行のとおり」で検討する

番号	区分	条 例	各委員のご意見		小規模企業等の 主なご意見	整理の考え方
			第1回	第2回		
12	第3条 (基本理 念) 第2項	小規模企業の振興は、国、道、市町村、小規模企業者、小規模企業関係団体、金融機関、大学等及び小規模企業者以外の事業者の適切な役割分担の下に、一体的に推進されなければならない。	<ul style="list-style-type: none"> ・理念はそうそう変わるものではない ・国、道、市町村、小規模企業が主体となって適切な役割分担のもとに一体的に進めていくことや経営資源を有効に活用していくことが大切であり、現基本理念については現状のままで十分 ・条例の理念に関して、理解はできる ・基本理念自体は、ベースになっているところであり、適正だと判断 ・基本理念については、基本的な事項が網羅されていて適切なものと判断 ・条例の基本理念について触る必要は特に感じていない ・条例を変える必要は今のところはないが、条例の方を変えないと動けないということがあるのであれば変える必要はある 	<ul style="list-style-type: none"> ・道の基本理念等に関しては、問題はない ・条例の基本理念、役割分担等、現行のままで問題ない 	<ul style="list-style-type: none"> ・条例の理念に関しては理解できる（商工会） ・理念は理解する（商工会） 	「現行のとおり」で検討する
13	第3条 (基本理 念) 第3項	小規模企業の振興に当たっては、小規模企業者とその経営資源(設備、技術、個人の有する知識及び技能その他の事業活動に活用される資源をいう。第11条第1号において同じ。)を有効に活用し、その活力の向上が図られ、円滑かつ着実な事業の運営が確保されるよう考慮されなければならない。				
14	第3条 (基本理 念) 第4項	小規模企業の振興に当たっては、個別の小規模企業の経営の規模及び形態を踏まえ、その主体性が十分に発揮されるよう配慮されなければならない。				

番号	区分	条 例	各委員のご意見		小規模企業等の 主なご意見	整理の考え方
			第1回	第2回		
15	第4条 (道の責務) 第1項	道は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、小規模企業の振興に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。	・道の責務や各機関の役割については、4条から10条の方に網羅されていて問題ない	・条例の基本理念、役割分担等、現行のままで問題ない	—	「現行のとおり」で検討する
					・道の責務として、小規模企業に対する財政支援等、資金面の支援を4条、10条～14条に盛り込み、明確化すべき(大学)	財政上の措置については、第18条で謳われているため、個別の条項では記載しない方向で、検討する
16	第4条 (道の責務) 第2項	道は、前項の施策の推進に当たっては、国、市町村、小規模企業者、小規模企業関係団体、金融機関及び大学等と緊密な連携を図るものとする。			—	「現行のとおり」で検討する
17	第4条 (道の責務) 第3項	道は、小規模企業が地域経済の活性化及び道民生活の向上に貢献し、並びに地域社会において重要な役割を担っていることについて、道民の理解を深めるよう努めなければならない。				
18	第5条 (小規模企業者の努力) 第1項	小規模企業者は、基本理念にのっとり、その事業の持続的な発展を図るため、円滑かつ着実な事業の運営に努めるとともに、その事業活動を通じて地域の振興に資するよう努めるものとする。	・道の責務や各機関の役割については、4条から10条の方に網羅されていて問題ない	—	・第5条について、条例としては、十分である(商工会)	「現行のとおり」で検討する

番号	区分	条 例	各委員のご意見		小規模企業等の 主なご意見	整理の考え方
			第1回	第2回		
19	第5条 (小規模 企業者の 努力) 第2項	小規模企業者は、その事業の持 続的な発展に関し、地域におけ る他の小規模企業者、小規模企 業関係団体、金融機関及び大学 等と連携するよう努めるものとす る。	・道の責務や各機関の役割に ついては、4条から10条の方 に網羅されていて問題ない	—	・第5条について、条例としては、 十分である（商工会）	「現行のとおり」で検討する
20	第6条 (小規模 企業関係 団体の役 割) 第1項	小規模企業関係団体は、基本理 念にのっとり、小規模企業の経 営の改善及び向上に資するよう 小規模企業を積極的に支援する とともに、その支援に当たって は、他の小規模企業関係団体及 び金融機関等と相互に連携する よう努めるものとする。	・役割分担については現状の ままで十分 ・道の責務や各機関の役割に ついては、4条から10条の方 に網羅されていて問題ない	・条例の基本理念、役割分担 等、現行のままで問題ない	—	「現行のとおり」で検討する
					・小規模企業関係団体ではなく 「商工会・商工会議所」を明記す べき（商工会）	「商工会・商工会議所」について は、その役割の重要性は認識し ているが、第2条の定義で謳われ ているため、個別の条項では記 載しない
21	第6条 (小規模 企業関係 団体の役 割) 第2項	小規模企業関係団体は、国、 道、市町村等が行う小規模企業 の振興に向けた取組に参画する よう努めるものとする。			—	「現行のとおり」で検討する
22	第7条 (金融機 関の役 割)	金融機関は、基本理念にのっとり、小規模企業への円滑な資金 の供給及び小規模企業の経営 の支援を行うとともに、小規模企 業に対する支援及び協力を通 じ、地域経済の活性化に努める ものとする。	・役割分担については現状の ままで十分 ・道の責務や各機関の役割に ついては、4条から10条の方 に網羅されていて問題ない	・条例の基本理念、役割分担 等、現行のままで問題ない	—	「現行のとおり」で検討する
				・金融機関が小規模事業者に 寄り添い長期的視点に立って、 支援を続けるため、「持続的 な」あるいは「継続的な」という 文言を挿入すべき	—	・「継続的な」という文言を追記す る方向で検討する方向で検討す る

番号	区分	条 例	各委員のご意見		小規模企業等の 主なご意見	整理の考え方
			第1回	第2回		
23	第8条 (大学等の役割)	大学等は、基本理念にのっとり、小規模企業者が行う新商品及び新技術の開発その他の事業活動に関して必要な助言、研究成果の普及等を行うよう努めるものとする。	<ul style="list-style-type: none"> ・役割分担については現状のまままで十分 ・道の責務や各機関の役割については、4条から10条の方に網羅されていて問題ない 	<ul style="list-style-type: none"> ・条例の基本理念、役割分担等、現行のまままで問題ない 	—	「現行のとおり」で検討する
24	第9条 (小規模企業者以外の事業者の役割) 第1項	小規模企業者以外の事業者は、基本理念にのっとり、地域の経済及び雇用を支える担い手である小規模企業の果たす役割の重要性について理解を深めるとともに、小規模企業の事業機会の創出その他小規模企業者に対する必要な協力を行うよう努めるものとする。	<ul style="list-style-type: none"> ・役割分担については現状のまままで十分 ・道の責務や各機関の役割については、4条から10条の方に網羅されていて問題ない 	<ul style="list-style-type: none"> ・条例の基本理念、役割分担等、現行のまままで問題ない 	<ul style="list-style-type: none"> ・全体の見直しではなく、独占禁止法で定められているが、当条例に「～小規模事業者に対する必要な協力と公正な取引を行うよう努める」という文言を入れても良いのではないかと(大学等) 	「現行のとおり」で検討する
25	第9条 (小規模企業者以外の事業者の役割) 第2項	小規模企業者以外の事業者は、道が実施する小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。			—	「現行のとおり」で検討する

番号	区分	条 例	各委員のご意見		小規模企業等の 主なご意見	整理の考え方
			第1回	第2回		
26	第10条 (市町村との連携等)	道は、小規模企業の振興を図る上で市町村が果たす役割の重要性に鑑み、市町村が行う地域の実情に応じた小規模企業の振興に関する取組に対して連携協力するとともに、小規模企業の振興に関して必要があると認めるときは、市町村に対し必要な協力を要請するものとする。	・道の責務や各機関の役割については、4条から10条の方に網羅されていて問題ない	—	・市町村の役割として、主体的な取組（中小企業振興条例の制定など）を促す表現が望ましい（小規模企業関係団体）	「現行のとおり」で検討する 市町村に対しては、条例・新たな方策を共有する中で、制定について促していく
27	第11条第1項(施策の基本方針)	道は、次に掲げる基本方針に基づき、小規模企業の振興に関する施策を総合的に推進するものとする。	—	—	—	「現行のとおり」で検討する
28	第11条第1項(施策の基本方針)第1号	小規模企業の経営体質の強化（経営資源、人材及び財務の状況を向上させることをいう。次条及び第16条において同じ。）を図ること。	—	—	—	—
29	第11条第1項(施策の基本方針)第2号	小規模企業の事業の承継の円滑化を図ること。	—	—	—	—
30	第11条第1項(施策の基本方針)第3号	小規模企業に係る創業及び新たな事業分野への進出（第14条及び第16条において「創業等」という。）の促進を図ること。	—	—	—	—

番号	区分	条 例	各委員のご意見		小規模企業等の 主なご意見	整理の考え方
			第1回	第2回		
31	第12条 (経営体 質の強 化)	道は、小規模企業の経営体質の強化を図るため、小規模企業関係団体による経営指導の促進、小規模企業の事業活動に有用な知識、技能等に係る研修の充実、小規模企業の事業活動を担う人材の育成、道外からの人材の誘致その他の必要な措置を講ずるものとする。	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模企業の振興を図るために販路開拓など特に重要な事項は、条例の中に明記すべきである（商工会） ・経営体質の強化の重要な要素として、「組織化」の視点を第12条あるいは振興方策に記載願う。（団体） 	小規模企業の課題を踏まえ、維持・継続の今後5年間で支援を行うべき施策を明確化するため「新たな商品やサービスの開発」、「販路拡大」、「生産性向上」、「様々なリスク対応」など追記を検討する
32	第13条 (事業の 承継の円 滑化)	道は、小規模企業の事業の承継の円滑化を図るため、経営者の意識の醸成、後継者の育成等に係る研修の充実、事業の承継に関する情報の提供、事業の承継を支援する人材の育成、専門家による相談体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。	・事業承継イコール事業再構築に繋がる	—	—	「現行のとおり」で検討する
33	第14条 (創業等 の促進)	道は、小規模企業に係る創業等の促進を図るため、創業等の準備の段階からその創業等に係る事業の健全な発展の段階までの各段階に応じた研修の充実及び情報の提供、起業家等による創業等のための相談体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ・第14条について、「創業」と「新事業展開」を区分して明確に定めるべき（商工会） 	<p>第11条で創業と新事業展開を区分している。</p> <p>コロナ後の事業展開のひとつの方法として、重要であることから新しい方策の中で「創業」と区分して重点的に取り組むことを検討する</p>

番号	区分	条 例	各委員のご意見		小規模企業等の 主なご意見	整理の考え方
			第1回	第2回		
34	第15条 (地域における支援体制の整備)第1項	道は、各地域における小規模企業を支援する体制の整備を図るため、小規模企業者と小規模企業関係団体、金融機関及び大学等との連携の促進その他の必要な措置を講ずるものとする。	—	—	—	「現行のとおり」で検討する
35	第15条 (地域における支援体制の整備)第2項	道は、小規模企業を支援する体制の整備に当たっては、事業の承継等に係る小規模企業の秘密が保持されるよう配慮しなければならない。	—	—	—	「現行のとおり」で検討する
36	第16条 (円滑な資金の供給)	道は、小規模企業の経営体質の強化及び事業の承継の円滑化並びに小規模企業に係る創業等の促進を図るため、金融機関等と連携し、小規模企業者、小規模企業の事業の譲渡を受けようとする者及び小規模企業に係る創業を行おうとする者に対する資金が円滑に供給されるよう必要な措置を講ずるものとする。	—	—	—	「現行のとおり」で検討する

番号	区分	条 例	各委員のご意見		小規模企業等の 主なご意見	整理の考え方
			第1回	第2回		
37	第17条 (小規模 企業振興 方策)第 1項	道は、小規模企業の振興を図るための具体的な方策(以下この条において「小規模企業振興方策」という。)を策定するものとする。	・方策は環境の変化に応じて、より適切なものに変えていく必要があり、方策の拡充というものも必要【穴沢部会長】	—	・方策制定から5年が経過し、北海道の小規模事業者の現状をふまえて、北海道独自の施策の展開が重要であることから、見直すべき【商工会】	・ご意見も踏まえ、感染症をはじめ社会経済情勢等の変化を勘案した新たな方策を検討していく
			・ウィズコロナの状況から具体的な方策の変更が必要【藤田委員】	—	・アフターコロナを見据えた支援策の見直しが必要【市町村】	
38	第17条 (小規模 企業振興 方策)第 2項	道は、小規模企業振興方策を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。	—	—	—	「現行のとおり」で検討する
39	第17条 (小規模 企業振興 方策)第 3項	前項の規定は、小規模企業振興方策を変更した場合について準用する。	—	—	—	—

番号	区分	条 例	各委員のご意見		小規模企業等の 主なご意見	整理の考え方
			第1回	第2回		
40	第18条 (財政上の措置)	道は、小規模企業の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。	—	—	—	「現行のとおり」で検討する
41	第19条 (顕彰)	道は、小規模企業の振興に関して顕著な功績があったものに対し顕彰を行うものとする。	—	—	—	「現行のとおり」で検討する
42	附則1	この条例は、平成28年4月1日から施行する。	—	—	—	「現行のとおり」で検討する
43	附則2	知事は、この条例の施行の日から起算して5年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。	—	—	—	「現行のとおり」で検討する